

掛川市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成28年10月6日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月6日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
		旧	新	旧	新	
1	成滝橋通り線	旧	成滝字成滝丁89	旧	金城124	
		新	成滝字成滝丁90	新	金城124	
2	十九首清崎線	旧	十九首字十九首1	旧	清崎72	
		新	小鷹町126	新	清崎72	